

加須市議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
加須市議会会議規則 第1条～第54条 略 （質疑の回数） 第55条 質疑は、回数制限を設けないものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、委員長の報告及び議員の提出議案に対する質</u> <u>疑の回数は、3回を超えることができないものとする。</u> 第56条～第167条 略	加須市議会会議規則 第1条～第54条 略 （質疑の回数） 第55条 質疑は、回数制限を設けないものとする。 〔新設〕 第56条～第167条 略